

○池田市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3 月30日 条例第12号

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する別表に規定する経費に対して交付する。

別表 (第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修・会議費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費、会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
広報・広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費、会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費